

ご利用ください 補助・助成制度

市民の皆さんの負担を軽減し、安心して暮らせるよう、市ではさまざまな補助・助成制度を創設しており、その主なものをご紹介します。(7月16日現在)

注意点

- ・市の補助制度全てを掲載しているものではありません。
- ・制度のほとんどが、市内在住または市税を完納していることを利用条件としています。
- ・記載内容以外にも、補助対象や申請時期、提出書類が各制度で定められています。制度を利用する際は事前に問い合わせ先に連絡するか、市ホームページを確認してください。

分野	制度	制度概要	問い合わせ
生活環境	防犯灯設置などの助成	町内会などが設置・維持管理する防犯灯の新設および器具・管球の取り替え費用を全額助成	市民参画まちづくり課 ☎948-6736 ㊚934-3157
	犬・猫不妊・去勢手術補助	鑑札および狂犬病予防注射済票の交付を受けている犬または猫の所有者が県内の動物病院で不妊去勢手術を行った場合、1回2,000円を補助(年度につき1世帯1頭まで。今年度は1200頭まで受け付け〈先着順〉)	生活衛生課 ☎911-1862 ㊚923-6627
	クリーンエネルギー設置などの補助	市内建物などへの太陽光発電(出力10kW未満)、太陽熱利用、家庭用燃料電池システム設置費用の一部を補助(太陽光発電は1kW当たり3万6,000円〈上限額10万8,000円〉など。補助額が市の予算額を超えたら受け付け終了)	環境事業推進課 ☎948-6437 ㊚934-1861
	合併処理浄化槽の設置補助	し尿と台所・風呂などの生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽設置費用の一部を補助(補助対象となる合併処理浄化槽に指定要件〈市の指定する地域で200人槽以下など〉あり)	環境指導課 ☎948-6440 ㊚934-1812
	合併処理浄化槽の維持管理費補助	10人槽以下で、保守点検・清掃を適正に行い、毎年度1回の法定検査を受検している合併処理浄化槽の維持管理費を1基あたり1万円補助(法定検査から1年以内に申請。ただし公共下水道の供用開始地域は対象外)	
	生ごみ処理容器の購入補助	コンポスト、EM容器、電気式生ごみ処理機(市が指定する機器)の本体購入価格の2分の1を補助(機器ごとに補助上限額あり。電気式は指定販売業者に直接申請)	清掃課 ☎921-5516 ㊚921-6311
	浸水世帯し尿緊急くみ取り一部助成	住宅のくみ取り式便槽に対し、河川の氾濫、高潮、豪雨などにより、便槽が浸水し、放置できない状態となった場合、くみ取り料金を最大5000円助成	環境指導課 ☎948-6439 ㊚948-1812
	住みいるリフォーム補助	市内に住宅を所有し、住民登録をしている人が行う30万円以上の住宅リフォーム工事費の10分の1(上限30万円)を補助(市内に本店がある事業者施工の工事に限る。申請時期に指定あり〈年3回〉)	住宅課 ☎948-6349 ㊚934-1807
	木造住宅耐震診断・改修補助	昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の耐震診断費の3分の2および改修経費の一部を補助(補助上限額あり。今年度は耐震診断100戸、改修50戸募集。いずれも先着順)	建築指導課 ☎948-6512 ㊚934-0640
	民間建築物アスベスト含有調査補助	吹き付けアスベストなどが施工されている恐れがある民間建築物での調査に、1カ所あたり最大10万円、1棟につき最大25万円を補助(今年度は10カ所程度募集〈先着順〉)	
緑のまちづくり奨励金	市内の宅地などに樹木で生け垣または庭木を設置する場合に奨励金を交付(生け垣のみの設置は1区当たり3,000円〈上限6万円〉など。補助対象となる生け垣の高さ、設置場所に要件あり)	公園緑地課 ☎948-6546 ㊚934-8723	
がけ崩れ防災対策事業補助	県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に採択されないもののうち、傾斜度30度以上など採択基準を満たすものについて、市が工事を実施(申請者は工事費用の5割を負担。現地調査により補助の有無を決定)	河川水路課 ☎948-6838 ㊚934-1809	
上下水道	節水機器の補助	家庭用バスポンプや風呂水吸引ポンプ付洗濯機の購入費や、シングルレバー式湯水混合水栓改造費の一部を補助(家庭用バスポンプは購入費の2分の1〈上限2,000円〉、洗濯機は5,000円、シングルレバーは3,000円。市内の販売店で購入もしくは市指定工事業者施工のものに限る。購入〈改造日〉から1年以内に申請)	水資源担当部長付 ☎948-6223 ㊚934-1886
	雨水利用促進助成	市内で自己所有する建物に雨水タンクを購入・設置する場合、本体購入価格と設置に要する費用の合計額のおおむね3分の2を助成(助成上限額あり。同一建物につき1年度1回まで。要事前申請)	
	浄化槽から雨水貯留浸透施設への改造助成	公共下水道を使用することによって不要となった浄化槽を雨水貯留浸透施設に転用し、散水など雑排水に活用する場合に、改造工事費の3分の2(上限20万円)を助成	下水道サービス課 ☎948-6820 ㊚934-1981
	私道共同排水設備設置助成	私道に面する建築物所有者で、公共下水道から宅内の第1接続ますまでの共同排水設備を私道に自費で設置する際の工事費の一部を助成(補助上限額および補助対象となる私道の幅員、周辺環境に要件あり)	下水道整備課 ☎948-6457 ㊚934-0670
	上下水道料金減免	地下で漏水し市指定給水装置工事事業者が修理した場合に、検針2回分(4カ月分)まで、漏水と認定した水量の50割(下水道使用料は100割)を限度として上下水道料金を減免	(企)水道サービス課 ☎998-9803 ㊚948-0727
健康	節目歯周疾患検診	4月1日時点で、40・50・60・70歳の人が年度に1回、歯科健康診査などを市内登録医療機関で無料で受けられる(対象者には5月末頃クーポン券を送付)	健康づくり推進課 ☎911-1868 ㊚925-0230
	がん検診無料クーポン	特定の年齢に達した人が指定期間内(今年度は6月2日～平成27年3月20日)に子宮頸がん・乳がん・大腸がん検診を1回無料で受けられる(対象は4月1日時点で大腸がんが40・45・50・55・60歳、乳がんが40歳、子宮頸がんが20歳、および乳・子宮頸がんの平成21～24年度クーポン券未利用者。6月初旬にクーポン券を送付)	健康づくり推進課 ☎911-1819 ㊚925-0230
	各種がん検診・18歳からの健診	市民税非課税世帯の人の各種がん検診および18歳からの健診の自己負担分は無料(年度につき1回まで。受診希望日の3週間前までに申請)	
子育て・母子健康	子ども医療費助成	0～6歳就学までの子どもの入院・通院および小学1～3年生までの入院費用の、保険診療自己負担分を助成(出生および転入届け出時に個別案内)	子育て支援課 ☎948-6888 ㊚934-1814
	ファミサポ(育児)などの利用助成	まつやまファミリーサポートセンターや市シルバー人材センターの子育て支援サービス利用料の一部を助成(一定時間を半額または無料。利用開始前までに各施設で手続きが必要)	子育て支援課 ☎948-6411 ㊚934-1814
	個別妊婦歯科健康診査	受診時に市に住民票のある妊婦が妊娠中に1回、歯科健康診査などを無料で受けられる(妊娠および転入届け出時に配布する受診票を持って市内登録医療機関で受診)	健康づくり推進課 ☎911-1868 ㊚925-0230
	不妊治療費助成	市内在住で法律上の婚姻をしている夫婦の特定不妊治療(体外受精および顕微授精)に要する費用の一部または全部を助成(所得制限など助成対象に要件あり。治療終了日の属する年度内に申請)	
	未熟児養育医療給付	集中治療などの入院医療を必要とする、出生時の体重が2000g以下または生活力が特に未熟な未熟児の医療費を給付	健康づくり推進課 ☎911-1870 ㊚925-0230
小児慢性特定疾患治療	国が指定する小児慢性特定疾患にかかり、基準を満たしている18歳未満の児童に、かかった医療費の自己負担分の一部を給付(必要と認められる場合は20歳到達まで延長あり)		
教育	就学援助費支給	国公立小中学校に在籍する児童生徒の保護者で、経済的な理由で小中学校への就学が困難な場合、学用品費・給食費・修学旅行費などを支給(支給要件あり。通学している学校に申請)	(教)学校教育課 ☎948-6590 ㊚934-1815
市国民健康保険	特定健康診査公費負担	国保に加入する40～74歳を対象に、生活習慣病予防を目的に医師の診察、身体計測、血液・尿検査などを受ける特定健康診査を無料で受けられる(5月中旬に対象者に配布した受診票を持って市指定の医療機関などで受診)	健康づくり推進課 ☎911-1819 ㊚925-0230
	高額療養費助成	国保加入者が医療機関を受診し1カ月間の医療費の自己負担額が一定額を超えるとき、超えた金額の払い戻しを受けられる	国保・年金課 ☎948-6355 ㊚934-2631
	出産一時金・葬祭費支給	国保加入者が出産したときに出生児1人につき39万円(産科医療補償制度に加入する医療機関では42万円)、死亡したときには葬儀執行人に葬祭費2万円を支給(社会保険資格喪失日からの期間によっては対象外の場合あり〈出産=6カ月以内、死亡=3カ月以内〉)	国保・年金課 ☎948-6362 ㊚934-2631
	はり・きゅう助成	国保加入者がはり・きゅうを利用した際に、施術1回につき1,000円を助成(1日1回、1カ月10回まで。被保険者証を市指定のはり・きゅう師に提示して受診)	国保・年金課 ☎948-6374 ㊚934-2631
	保険料市独自軽減	国の法律で定められた7割と5割の軽減割合に、市独自に1割上乘せ(申請の必要なし)	国保・年金課 ☎948-6365 ㊚934-2631

分野	制度	制度概要	問い合わせ
介護保険	住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差解消など生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対し、要介護区分に関係なく改修費用(上限20万円)の9割を支給(補助対象となる工事内容や住宅などに要件あり。要事前申請)	介護保険課 ☎948-6885 ㊟934-0815
	福祉用具購入費支給	市指定の福祉用具販売事業所から特定福祉用具・特定介護予防福祉用具を購入した際に、必要と認められる場合に福祉用具購入費を支給(購入前に必ず担当のケアマネジャーに相談)	
高齢者	敬老マッサージ補助	70歳以上の人があん摩・マッサージを利用した際、1年度6回分を限度として施術1回につき1,000円補助(申請のうえ、利用補助券を交付)	高齢福祉課 ☎948-6408 ㊟934-1763
	道後温泉入浴優待	本館神の湯階下と椿の湯の入浴料を85歳以上無料、65歳以上割引(神の湯階下410円⇒200円、椿の湯360円⇒180円。年齢確認できるものを窓口で提示)	
	公衆浴場半額入浴	65歳以上を対象に、毎月2回(15・28日)市浴場協同組合加盟公衆浴場15カ所の入浴料が半額(年齢確認できるものを窓口で提示)	高齢福祉課 ☎948-6370 ㊟934-1763
	はり・きゅう助成	後期高齢者医療保険加入者がはり・きゅうを利用した際に、施術1回につき1,000円を助成(1日1回、1カ月10日まで。被保険者証を市指定のはり・きゅう師に提示して受診)	
	高齢者運転免許証返納支援	平成25年6月1日以降に運転免許証を警察署などへ自主返納した65歳以上の人に、電車、バス、タクシーなど公共交通の乗車券(5,000円相当)を交付	
障がい者	重度心身障害者医療費助成	「身体障害者手帳1級または2級」、「療育手帳A」、「療育手帳B(中度)」と身体障害者手帳を併せ持つ」のいずれかに該当する重度心身障害者の保険診療による医療費の自己負担分を助成	障がい福祉課 ☎948-6936 ㊟932-7553
	重度心身障害者介護奨励金支給	身体障害者手帳(1・2級)または療育手帳A(最重度)を持ち、介護保険の要支援・要介護認定を受けていない重度心身障害者と同一世帯で市内に1年以上同居する介護者に月額1万円の奨励金を支給	
	身体障害者自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者が通勤・通学、自立更生・社会参加に効果があるなど、必要と認められる理由で普通運転免許を取得するために受講する費用の2分の1(上限額10万円)を助成(免許取得日から6カ月以内に申請)	障がい福祉課 ☎948-6353 ㊟932-7553
	身体障害者用自動車改造助成	上肢、下肢または体幹機能障がいによる身体障害者手帳所有者が所有し運転する車の改造に要する経費を、1件10万円を上限に助成(所得制限など、補助要件あり。購入・改造前に申請)	
	重度障害者タクシー利用助成	在宅の身体障害者手帳1級などを所有する障がい者の一般タクシー、福祉タクシー料金の一部を助成(障がいの種類など、助成対象に要件あり。年度ごとに申請し、24回分の利用券を交付)	
	育成医療給付	保護者の住民票が市内にあり、身体の機能に障がいを有し、または有する恐れのある18歳未満の児童にかかった医療費の一部を給付(所得制限など、給付対象に要件あり。治療開始前に申請)	健康づくり推進課 ☎911-1870 ㊟925-0230
生活支援	離職者への住宅支援給付	離職により住居を失った、離職後2年以内で常用就職を目指す65歳未満の生計中心者の家賃を補助し、求職を支援(補助額は家賃や月収をもとに算定。所得など、支給対象に要件あり)	生活福祉総務課 ☎921-0316 ㊟934-2632
	母子家庭医療費助成	母と子、祖母と孫、または姉と弟妹の家庭で母子家庭に準ずるもの、父母のいない子など、母子家庭世帯の医療費の保険診療自己負担分を助成	子育て支援課 ☎948-6888 ㊟934-1814
	自立支援教育訓練費支給	適職に就くために指定講座(通学・通信)を受講・修了した、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の父母に受講料などの20%を資格取得後に支給(過去に訓練費を支給していないなど、支給対象に要件あり)	子育て支援課 ☎948-6749 ㊟934-1537
産業振興	職業訓練奨励金支給	愛媛職業訓練支援センターおよび県立松山高等技術専門校が行う公共職業訓練を受講する、雇用保険法による失業給付などの受給資格がない40歳未満を対象に訓練中の奨励金を支給(所得制限および補助対象となる講座に指定あり)	地域経済課 ☎948-6550 ㊟934-1844
	資格取得助成金支給	雇用保険法に規定する教育訓練給付金の受給資格がなく、公共職業安定所に求職登録する厚生労働大臣指定教育訓練講座(通学のみ)の受講修了者に、訓練講座受講に係る費用の20%を助成(他に助成対象に要件あり。受講開始後14日以内に申請)	
	人材育成事業補助	市内の中小企業者または中小企業団体が、従業員の資質向上を図る目的かつ業務に必要な研修費のうち、対象経費の2分の1を補助(補助上限額および補助対象に要件あり。松山・北条・中島の各商工会に申請)	地域経済課 ☎948-6399 ㊟934-1844
	勤労者福祉サービスセンター事業	資本金3億円以下または常時雇用従業員300人以下の中小企業で働く従業員および事業主を入会条件とし、健康診断、人間ドック、レクリエーション活動に対する助成や、結婚、出産、勤続に対する祝金などを給付	
	創業資金利子補助	個人企業または中小企業が、市が指定する金融機関から融資を受け市内で事業を開始する際、払い始めた月から2年以内の利子の一部(年1.0%以内)を補助(創業後6カ月以内に融資を受けるなど、補助対象に要件あり)	
	消費税対策資金融資利子補給	消費税率引き上げにより売上減少などの影響を受けた市中小企業振興資金融資制度対象者に、利子支払月から3年以内の利子の一部(年1.0%以内)を補給(売上げが前年比10%減少など、補給対象に要件あり)	地域経済課 ☎948-6548 ㊟934-1844
	まちなか暮らしにぎわい事業所立地促進	中心市街地内に200平方メートル以上の営業面積を持つ店舗を新設または増設する企業に奨励金(投下固定資産総額の1.4%以内(上限額1,000万円))を交付(投下固定資産総額、新規雇用者数など、交付対象に要件あり)	
	商店街振興補助	商店街が共同で行う街路灯、アーケード、カラー舗装設置などの環境整備や空き店舗活用などの活性化事業に対し対象経費の一部を補助(空き店舗活用は対象経費の2分の1以内など)	
	企業立地促進奨励	市内に事業所を新設・増設・移設する企業に対し、各種奨励措置を講じ、積極的な企業の立地を支援(投下固定資産総額や新規雇用者数など、交付対象に要件あり)	
	テレワーク在宅就労奨励および発注奨励	テレワークによる在宅で業務を行う人を雇用する指定事業所に対し就労奨励金を、指定事業所に業務を発注した全国の事業所に発注奨励金を交付	地域経済課 ☎948-6710 ㊟934-1844
インターネットショップ起業などの支援補助	市内に本店を有し、実在する店舗で1年以上の営業実績があり、インターネットショップを出店・開設する中小企業に対し、対象経費の2分の1(上限額10万円)を補助		
農業	鳥獣被害防止施設資材購入費への補助	一定の条件を備えた農業経営者が鳥獣による農作物被害防止のために防護柵などを設置した場合、その購入費の一部を補助(経営耕地面積や年間売上金額など、補助対象に要件あり)	農林水産課 ☎948-6567 ㊟934-1808
	風早活性化事業補助	北条地域活性化のため5人以上で構成され市内に活動拠点がある団体が、地域資源活用、景観・環境の保全・整備、集客に取り組む場合に、対象経費の2分の1(上限額10万円)を補助	坂の上の雲まちづくりチーム ☎948-6942 ㊟934-1804
まちづくり	三津浜にぎわい創出事業補助	三津浜地区活性化のため5人以上で構成され市内に活動拠点がある団体が、集客・交流促進に取り組む場合に、対象経費の2分の1(上限額10万円)を補助	総合交通課 ☎948-6421 ㊟934-1807
	民営自転車駐輪場設置補助	市が指定する区域において30台以上収容の一般公共用駐輪場の建設を行い、5年以上継続して運営する民間事業者に対し、その建設にかかる費用の一部を補助(構造により補助金額が異なる)	
スポーツ	スポーツ大会・合宿などへの開催助成	市内で開催され、一定の条件を満たすスポーツ大会や合宿などに係る費用の一部を、予算の範囲内で助成(助成額は条件により異なる)	文化・スポーツ振興課 ☎948-6889 ㊟934-1287
	体育大会出場奨励金	市を代表し全国大会に出場するスポーツ競技の選手や監督・コーチに奨励金を交付(交付額は開催場所により異なる)	
島しょ部支援	通勤・通学者などへの支援補助	島しょ部からの通勤・通学者および通学者の居住費を支払う保護者などに対し、船舶定期運賃や居住費などの一部を補助(補助率は地域により異なる)	坂の上の雲まちづくりチーム ☎948-6816 ㊟934-1804
	中島分校通学者支援補助	松山北高中島分校に定期船を利用して通学する生徒の定期乗船券代の一部を補助	
	里島出会い創出事業補助	島しょ部に活動拠点を有する団体が、島しょ部に居住する独身者に出会いの場を提供するイベントなどを実施する場合、対象経費の2分の1(上限10万円)を補助	医事薬事課 ☎911-1804 ㊟923-6618
	島しょ部航路運賃助成	島しょ部居住者が通院や妊婦健診などの受診を目的に利用した航路運賃の一部を助成(透析治療など、内容により助成範囲が異なる)	
	使用済自動車海上輸送補助	島しょ部(旧中島町域、興居島、釣島)で発生した廃車を定期船(フェリー)を利用して島外へ輸送し、自治体に登録した関連事業者へ引き渡した場合、その海上輸送費の8割を補助(中古車は対象外。海上輸送を行った日から2カ月以内に、引取業者の発行する「引取証明書」またはそれに準ずる資料を添付して申請)	